

(2012年7月23日付しんぶん赤旗)

橋下「維新」 逆流の正体

山中議員の質問に橋下市長
は次のような答弁もしまし
た。

つに分かれている。最高裁が違憲と判断すれば、条例は直さなければならない

50年制定の地公法では、國公法の「行き過ぎ」を反省し、制限する政治活動を大幅に縮

「(国公法の政治活動をめぐる裁判では)高裁判決は二

國公法に憲法上の疑義があることを、十分知っているのです。

少し、罰則をはずしました。
国連規約人権委員会は2008年、日本政府に対して厳しく批判しました。

国家公務員法（國公法）と
人事院規則を引き写す形で、
大阪市職員の政治活動を制限
する今回の条例案。地方公務

取材でも、本紙記者との間で次のような一問一答がありました。

眞法（地公法）では制限対象外の、△政党機関紙の配布△政治的意見を有する文書の発行、配布、演劇の演出なども条例案には盛り込まれています。

「国公法には、制限（する政治活動）が広すぎる部分がある」

同日夜、市長退庁時の囲み

「行き過ぎ」承知の上



政治活動制限条例案に反対し「橋下市長は憲法を守れ」と訴える全労連・大阪労連主催の集会=20日、大阪市役所前

第4部 独裁の手法—公務員攻撃 ④

由を制限する目的で、連合国軍司令部（GHQ）が命令（マッカーサー書簡）して制定された法律。「3年以下の懲役」といった罰則まであります。

時代遅れの法

時代遅れの法

合規に則り、して法律を遵守すべきである」と回すべきである」こと。山中議員は、以上のような事実を指摘し、市長に迫りました。

でに時代遅れになつてゐる。世界標準の考え方は、表現の自由は公務員を含むすべての人々に保障すべき—というものだ。国連規約人権委員会から『撤回すべきである』と勧告された国公法を引き写した条例案は撤回すべきだ